

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

7
2008

VOL.127



武蔵丘短期大学グラウンドでの関東大学女子サッカーリーグ戦
写真提供：武蔵丘短期大学（埼玉県比企郡吉見町）

CONTENTS

- 受配者指定寄付金の利用のご案内 一税の減免で有効な募金活動を…………… 2
- 学校法人活性化・再生研究会報告に関する私学事業団の取り組み状況…………… 4
- シリーズ 魅力ある私学を目指して 「大学・短期大学の学生募集について考える」 …… 6
- 平成20年度 学術研究振興資金贈呈式 一優れた109件の研究に交付…………… 8
- 標準給与基礎届書 提出はお済みですか
／平成20年度第1回私学共済事務担当者研修会応募状況…………… 9
- 高額介護合算療養費について…………… 10
- 海外診療／私学共済事業ホームページをご活用ください…………… 11
- バカンスクーポン（JRの割引乗車券）と長距離フェリーの割引利用
／契約施設の利用方法…………… 12
- 安心して泊まれる私学事業団直営宿泊施設…………… 13
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

受配者指定寄付金の利用のご案内

税の減免で有効な募金活動を一

私学事業団では、私立学校の教育研究の発展のために、企業などの法人から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する「受配者指定寄付金」業務を行っています。この寄付金については寄付者に対して税制上の優遇措置を受けることが認められており、学校法人は有効な募金活動を行うことができますので、ぜひご利用ください。

受配者指定寄付金に関する概略は次のとおりです。

I 全額損金算入が可能な寄付金

学校法人等に対する寄付金については、次ページの表1にあるとおり「寄付の受け手」「寄付者」により税制上の優遇措置が異なります。

受配者指定寄付金では、企業などの法人が学校法人等に対し寄付した場合、支出した寄付金全額を損金として算入することが認められています。また、個人が学校法人等に対し寄付した場合も所得控除の対象となります。なお、個人の寄付については、学校法人等が特定公益増進法人の証明を受けることで、受配者指定寄付金と同じ税制上の優遇措置を受けることができますので、本事業団では原則

として取り扱わないこととしています。

II 受配者指定寄付金の取扱要件

受配者指定寄付金として取り扱うためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

① 広く一般に募集され、次のいずれにも該当せず公益性の観点から問題がないこと。

(ア) 寄付者が寄付により特別な利益を受けていないこと（寄付者名を付した施設、設備、寄付講座等は特別の利益を受けるものには該当しません）

(イ) 寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと

(ウ) 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと

② 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと

③ すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと

④ 原則として、一口の寄付金額が五、〇〇〇円以上であること

III 受配者指定寄付金の対象事業

受配者指定寄付金の対象事業は、既設学校法人（準学校法人を含む。以下同じ。）が設置する学校及び専修学校（授業時間が二、〇〇〇時間以上の高等課程または一、七〇〇時間以上の専門課程を設置するものに限る。）が行う、教育もしくは研究に必要な費用または基金に充てるために実施する次の事業です。

一 既設学校法人の設置する既設学校が実施する事業

① 教育研究に要する経常的経費

② 寄付講座等基金※

③ 奨学基金※

④ 教育研究基金※

⑤ 敷地、校舎その他附属設備の取得費

⑥ ①及び⑤に要した借入金返済費用

※基金には、一定の期間に計画的に事業の経費に使用することができる基金（いわゆる「取崩し型基金」）を含みます。

二 既設学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するための事業

① 敷地、校舎その他附属設備の取得費

② 初年度経常経費

新たに学校等を設置するための資金として寄付金を募集する際に受配者指定寄付金をご利用になる場合は、寄付金募集のための寄附行為変更認可が必要となります。

なお、学校法人を新たに設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が

直接審査（個別指定）を行うので、本事業団では取り扱っていません。

IV 受配者指定寄付金の事務の流れ

受配者指定寄付金をご利用の際の基本的な事務の流れは次のとおりです。

一 利用前

本制度を初めてご利用の場合は、寄付金の払込先となる銀行（本事業団指定銀行から選択）および寄付金事務担当者等を記載した書類（様式自由）を提出します。提出後、銀行名や口座番号などが記載された「振込依頼書」を送付しますので、寄付金の振込の際にご利用ください。

二 募金開始

受配者指定寄付金として取り扱う寄付金の募集を開始します。寄付を申し出た企業・法人等に寄付申込書の作成・提出を依頼します。

三 私学事業団の指定銀行口座への振込

本事業団への振り込みは、寄付者から学校法人へ振り込んでいただき、これを学校法人が取りまとめて振り込む方法と、寄付者が直接本事業団へ振り込む方法があります。

四 寄付金の受入に必要な書類の提出

寄付金を本事業団に振り込んだ後（寄付者が直接本事業団に振り込む場合は、寄付申込書が企業から提出された後）寄付金の受入に必要な書類として、次の書類を提出します。

① 寄付申込書

- ② 受配者指定寄付金に係る確認書
- ③ 寄付金額が一、〇〇〇万円を超える寄付金の申込がある場合のみ提出
- ④ 寄付金振込報告書
- ⑤ 寄付者名および寄付金額一覧
- ⑥ および⑦は、学校法人が寄付金を取りまとめ、本事業団に振り込む場合のみ提出
- ⑧ 「寄付金受領書」の受取
- ⑨ 本事業団は、寄付金の入金や寄付申込書等の提出書類の確認を行い、寄付者への領収書となる「寄付金受領書」を発行します。
- ⑩ 「寄付金受領書」は学校法人宛に送付しますので、学校法人から寄付者に対し送付してください。
- ⑪ 寄付金の配付申請
- ⑫ 支払時期等により寄付金を必要とするときは、寄付事業、資金計画等を記載した「寄付金配付申請書」等を提出します。
- ⑬ 寄付金の配付
- ⑭ 本事業団は、配付にあたって「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、配付額等を決定し、「配付決定通知書」を学校法人に送付します。また、配付決定額を毎月末に本事業団から学校法人の口座へ振り込みます。
- ⑮ なお、配付申請から配付までの期間は、一か月程度かかります。
- ⑯ 寄付金の実績報告
- ⑰ 寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に寄付金の使途等に関する「寄付金に係る事業の実績報告書」を提出します。

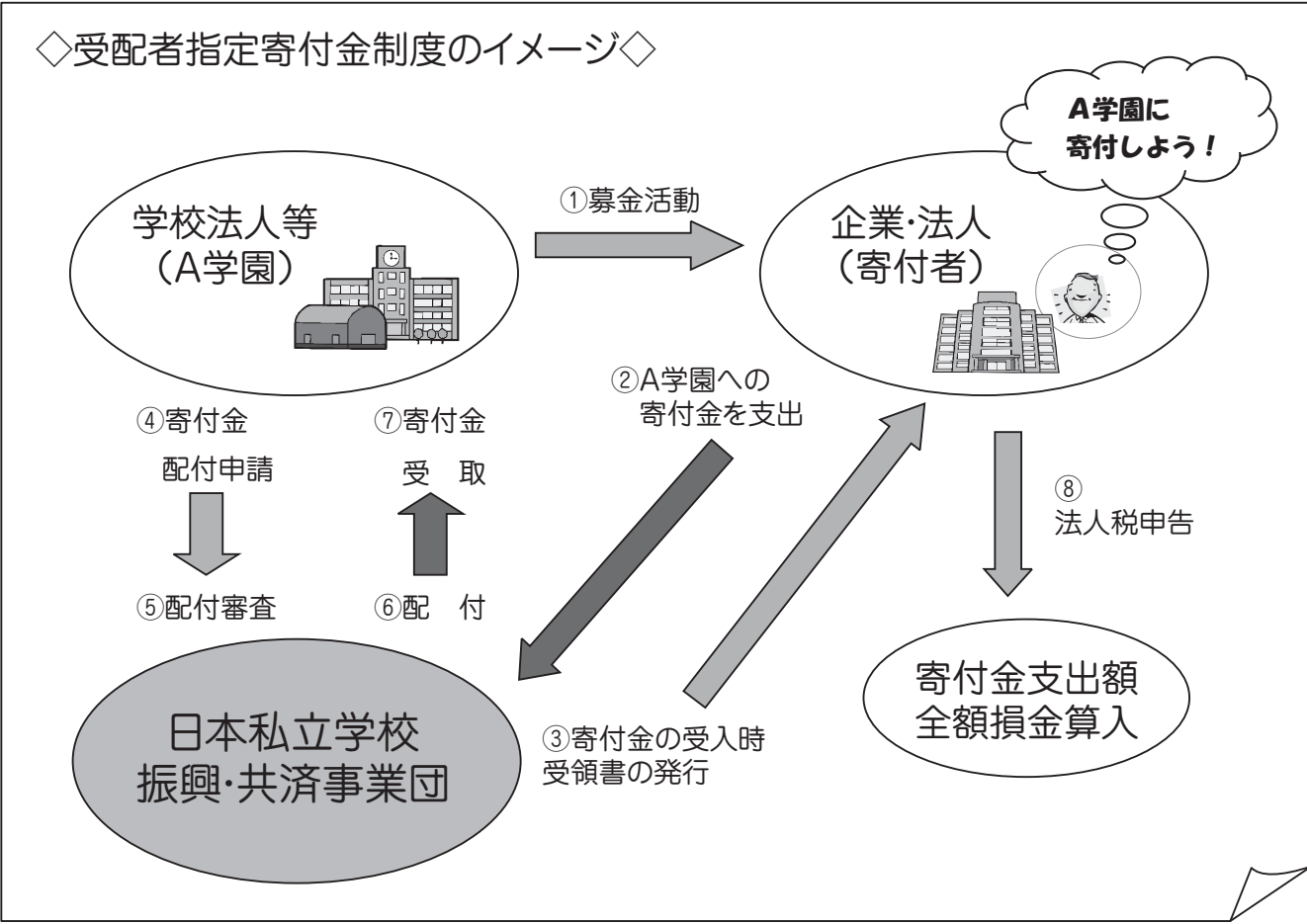
表1 学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧

寄付者		法 人	個 人
寄付の受け手			
学校法人 (私立学校)	受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	[所得控除額] =寄付金額 (総所得金額等の40%が上限) -5千円
	特定公益増進法人	[損金算入限度額] =(資本等の金額×0.25% + 当該年度所得×5%) × 1/2 ※一般の損金算入限度額と別枠で損金算入が認められる	同 上
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる	同 上
その他の法人等		[一般の損金算入限度額] =(資本等の金額×0.25% + 当該年度所得×2.5%) × 1/2	所得控除は認められない

以上が受配者指定寄付金についての概略となります。

受配者指定寄付金の詳細につきましては、本事業団ホームページまたは本事業団作成の冊子「寄付金事務の手引」をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 助成部 寄付金課
☎〇三(三三三〇)七三二七一九
Eメール kifukin@shigaku.go.jp



再生研報告の主な指摘事項	取組状況
IV-4 イエローゾーン状態の学校法人に対する支援方策	
①経営改善計画作成支援等による積極的な支援 経営困難法人は早急に経営の抜本的な改革を行うために経営改善計画の作成が必要であり、私学事業団はその作成を支援し、文部科学省と共同して計画の進捗状況を把握する等により、積極的に経営改善を促す	(1) 20年度以降は相談指導マニュアルの作成、事前準備とアフターケアの充実等による経営指導力の向上を図る予定 (2) 経営困難な学校法人に対する経営相談の実施対象数を増加 (3) 左の指摘事項②から④の手段も活用して、経営困難法人に対して積極的に経営改善を要請
②運営調査委員制度の活用 文部科学省運営調査委員制度を活用した指導助言を行う	19年度より運営調査委員会で経営改善計画の作成を指導された法人の計画作成を支援
③融資と連動した効果的な指導・助言 債権者として信用リスクを管理する観点から、融資と連動した指導・助言を行う	18年度より本事業団の貸付債権の管理上、特に注意が必要な法人についてはプロジェクトチームを設置して対応
④補助金による経営改善への支援 補助金による経営改善への支援を今後も促していく必要がある	(1) 19年度より一般補助で定員割れ学部等に対する減額措置を強化 (2) 19年度より特別補助で定員割れ改善促進特別支援経費を措置 (3) 今後さらに効果的な補助の仕組みを検討
⑤合併等の情報提供 経営困難法人への不適切な業者の介入を排除するため、私学事業団等の公的な第三者が合併等の情報提供を行うべきである	引き続き合併、設置者変更、経営支援等の情報収集提供と不適切な者の介入防止にさらに努力
IV-5 レッドゾーン状態の学校法人の円滑な整理の仕組み	
①私的整理による再生 私学事業団は学校法人の借入金全体の約4割を占める公的な機関であり、将来的な課題としては、学校法人の再生のための債務整理を円滑に行う仕組みの検討が期待される	本事業団が貸し付けている学校法人に対して整理回収機構が債権を有する場合には連携した対応を実施
②民事再生 民事再生ではいかに適切なスポンサーを選定するかが課題だが、再生計画の適切性を審査することが金融債権者に求められる	本事業団が債権者の場合に不適切なスポンサーを排除し、適切な再生計画となるように要請
③募集停止 有効な解決策が見つからず、破綻が不可避な場合には、整理のための資金を残した上で早急に募集停止を行う決断が求められるが、それができない場合は、文部科学省による募集停止の指導等を検討すべきである	学校法人の自主的な募集停止を促す方策を検討中

(注) 各項目についているローマ数字の番号は再生研報告の項番です。

再生研報告では上記のほか次のような指摘事項もあり、本事業団では、これらについても関係方面と協議しながら、その具体化に向けた取り組みを検討していくこととしています。

- 積極的に転学生を受け入れた学校に対する補助金上の不利益の回避及び優遇措置の検討
- 在校生卒業まで教育を継続する仕組みの検討
- 私学事業団における経営支援業務の展開に必要な業務経費の確保
- 高等教育に関する公的資金の増額と基盤的経費への助成の充実

学校法人活性化・再生研究会報告に関する 私学事業団の取り組み状況

○私学事業団に設置した学校法人活性化・再生研究会の最終報告（以下「再生研報告」といいます）が平成19年8月1日に発表されました（http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf）。

○再生研報告では、経営環境の厳しい時代における学校法人の経営改革の課題を提起するとともに、私学事業団、国、地方自治体、私学団体等の関係機関が、経営困難な学校法人の再生支援から破綻処理までの各段階における役割等について提言が行われており、それぞれの指摘事項に対して本事業団としても以下のように積極的に取り組んでまいります。

○各学校法人においても、この再生研報告を参考として、自己診断チェックリストによる経営上の問題点の早期発見や経営改善計画の作成等の改善に向けた努力が期待されます。

○本事業団では20年度より私学情報部と私学経営相談センターを一体化して私学経営情報部門を充実するとともに、経営支援室の増員、外部専門家の活用等による経営支援体制を強化し、経営相談等を通じて学校法人の経営改善への取り組みを全力で支援しますので、各学校法人におかれましても、ぜひご利用ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎03（3230）7825～7832
Eメール shien@shigaku.go.jp

再生研報告の主な指摘事項	取組状況
IV-2 指標によるモニタリング	
私学の財務情報などを集約している私学事業団が、学校法人の経営状態をモニタリングし、一定レベルに至った場合には、私学事業団や文部科学省が指導・助言を開始することが望ましい	(1) 19年度より、17・18年度決算と19年度学生数等に基づくモニタリングを開始 (2) 20年度以降も継続し分析手法を精緻化する予定
IV-3 正常状態での支援方策	
①チェックリストの作成 学校法人自らが経営上の問題点を診断できるような自己診断チェックリストを私学事業団が作成し、学校法人が活用する	(1) 19年度にチェックリスト（大学・短大編）を作成 (2) 20年度以降は(1)のデータ更新と内容の見直しを行う予定 (3) 20年度以降にホームページ掲載、私学データ作成システム取り込みを予定 (4) 20年度以降に高校編も作成
②経営人材等の育成 私学事業団等において経営人材育成を目的とした教育プログラムや教材を開発して研修の機会を提供する	20年度に経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、財務分析、中長期計画の立案実施及び組織運営体制の構築等についての教材（基礎知識編）を作成予定
③成功事例等の紹介 私学事業団等において国公立を問わない取組の事例を収集し学校法人に紹介することも重要である	(1) 18年度に文部科学省より委託を受け事例集刊行、セミナー開催 (2) 19年度に私立大学の事例を収集し、冊子刊行、セミナー開催、私立高校の事例を収集し、冊子刊行 (3) 20年度以降も継続して実施予定

シリーズ

魅力ある私学を目指して

「大学・短期大学の学生募集について考える」

立教大学 総長室調査役

足立 寛



「全入時代」と言われ、四割近い私立大学が定員割れの学部学科を抱えている昨今、学生募集について、どのように方策を考えていけばよいのかについて、頭を悩ませている大学や短期大学は多い。十八歳の受験市場自体が縮小する中、奇策などありはしないが、募集戦略として当然なすべきことも、なかなか気づかないせいも、きちんと実行できていない大学や短期大学も一部には見受けられるようだ。拙稿では、そのような大学や短期大学に対して、多少なりとも参考にしていただければよいと思っている。

学生募集に際してまず知っておかねばならないのは、自大学の募集マーケットにおける自大学のポジションニングである。どういった受験生がターゲットなのか、それらの受験生に対して自大学のコアコンピタンス、つまり強みは何なのか、その強みについて、すべての教職員が共通の言葉で説明できるのかどうか、といったことが重要なポイントとなる。この自

大学の強み（または弱み）については、いろいろな定性分析を実施することから見えてくる。例えば、入学したばかりの学生に対して、なぜ自大学を入学先に選んだのか、併願先の大学と比べて何が良かったのか、また二年生の学生に対しては、一年間学生生活を過ごして、感じたギャップは何か、などについてヒアリングする。さらにオープンキャンパスに訪れた受験生には、なぜオープンキャンパスに来ようと思ったのか、他にどのような大学を受けようと思っているのか、参加してイメージはどう変わったか、といったことを毎年聞き、それらの結果を分析するのである。

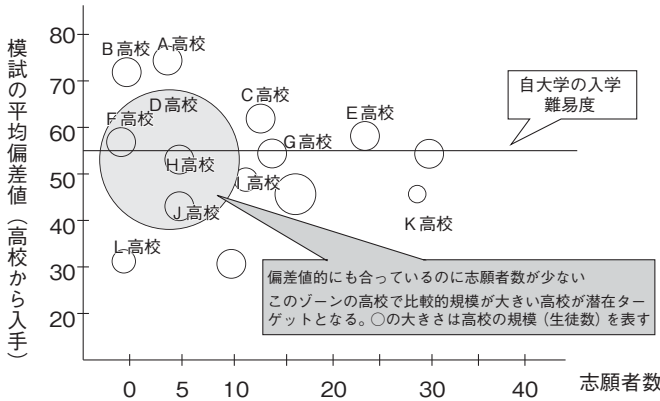
一方、募集のターゲットエリア、つまりポリウムゾーンの受験生はこの地域や高校が対象なのか、逆にどこの地域や高校をもっと掘り返すべきなのかというようなことを知るには、定量分析で調べていくと有効である。例えば、受験生を多く送りこんでくれる順に高校を並

べ、地図上でプロットしていく、その中で受験生の六五％程度まで集められるエリアは地元からどこまで広がるのか、地元で十分通学圏内で、学力的にもちょうど合った高校なのに、近隣の高校に比べて受験生が少ない、もしくは近年急減した高校はどこなのか、といったことまで調査する。

このような調査結果を元に、図表1のような資料を作成すると、よりターゲットとなる高校が明確となる。これは縦軸に、教育出版社や予備校の模擬試験による高校の平均偏差値を取る。偏差値の科目は自大学の入試科目に合わせればよい。そして横軸には、その高校からの受験者数を取る。そして、ターゲットエリアの高校をプロットしていくのだ。なお、高校の平均偏差値は、模擬試験を受験している付属高校などから受験結果の冊子資料を入手して調べる。もしも入手が難しい場合は、自大学の入試結果から、高校ごとの平均得点を縦軸に取ってもよいだろう。こうしてプロットした高校を眺めてみて、自大学の入試難易度（合格率五〇％）のラインに近い高校なのに、他校に比べて受験生が比較的小さい高校（図表1では、D、F、H、J高校となる）を、さらなるターゲット校として設定し、徹底した訪問をかけるのである。

では、このようにして設定したターゲット校を中心とする高校訪問のポイントは何であろうか。それは以下の一〇点にまとまる。

図表1 ターゲット高校の見つけ方



- ① 大事な高校は学年団の先生（できれば学年主任）までお会いすること
- ② 訪問担当者は同じ高校に継続して訪問すること
- ③ 在校生や卒業生の情報はできるだけ生かすこと
- ④ 訪問地域の競合大学には負けない自大学の強みをPRすること
- ⑤ 高校情報も収集し、それをパイプづくりに生かすこと（そのためには地域の進学校から順番に回る）
- ⑥ 訪問時期は早いほど効果的（四月、できれば二～三月にも）
- ⑦ 高校のカルテを作って記録を残す

⑧ 志願者が大幅に減った高校はすぐ訪問して原因を探る（特に地元）

⑨ 大事な高校であれば、進路スケジュールにあわせた訪問を心がける

⑩ 全国高等学校進路協議会の地区大会などに顔を出して、高校訪問以外でも接触の機会を持つ

これらのいくつかについて補足しておく。①の理由は、高校訪問でまずお会いできるのは進路指導部の先生だが、進路指導主任であつても、その高校の進学指導のキーマンとは限らないケースが多いためである。進路指導主任は、高校全体の進路指導計画の企画や運営については責任を負っているが、個々の生徒の進学指導については、それぞれの担任の先生の担当領域となる。そしてそれらの進学指導の集大成となる高校全体の進学実績については、進路指導主任ではなく、学年主任の先生がその責任を負っているケースが増えつつある。なかには「進路指導室は機械的に、大学や短期大学の訪問者に会う場所になっているだけ」という高校もある。したがって、可能であれば、学年団（担任）できれば学年主任の先生にまで会っておくとよい。

⑤の理由は、自大学のアピールだけをしても、相手は熱心に聞いてもらえないためである。大学に競合大学があるように、高校でも進学実績を競い合う、または追いつきたいと思っている競合校が近隣に存在する。そのような競合校の進路指導の取り組みや高大連携の取り組みに

ついでの情報も伝えると、興味深く聞いてもらえる上、信頼度も深まる。そのためにはなるべく進学校から回って情報収集していくとよい。とりわけ高大連携の取り組みについては、例えば、「この間、隣のA高校が修学旅行で近くにいられたので、ついでにうちの大学に寄つてもらつて模擬授業もやりましたよ」と伝えようと、「じゃあうちの修学旅行の時も頼もうか」と言われるケースもでてくる。

⑥の理由は、一般的に高校訪問は大学パンフレットが刷り上がる五月中旬以降に集中するためである。しかし高校側からすれば、一時期に訪問が集中するので、「ちよつと話を聞いて、資料を預かつておしまい」というケースがほとんどとなる。大学パンフレットがその頃でないと出来ないのは、入試結果データの集計が間に合わないことが主な理由である。しかし、そのような入試結果データについては、判明してから再度訪問して伝えればよい。四月、さらには高校側に時間的余裕がある二・三月に訪問すれば、教育改革や就職指導などの取り組みについてもじっくり話を聞いてもらえるケースが多い。

さて、このような高校訪問の目的の一つは、その高校から一人でも多くオープンキャンパスに足を運んでもらうことであらう。ここにオープンキャンパスに関する興味深い調査がある（図表2）。高校生にオープンキャンパスに参加して、その大学に進学したいと思った理由と、

逆にこの大学には進学したくないと思つた理由とをそれぞれ聞くと、どちらの理由も、トップは「学生・教授・職員の態度・説明」であつたのだ。つまり、オープンキャンパスで、案内してくれる学生、模擬講義をしてくれる教員、入学相談に乗ってくれる職員の雰囲気や態度次第で、受験生が入学したいと思うか、ここにはもう入学したくないと思うかが、明確に分かれるということである。教職員はもちろん、オープンキャンパスで役割を担っている学生一人ひとりまで、自分は大学の将来を担っている広報マンなのだという自覚を持たないといけないのである。

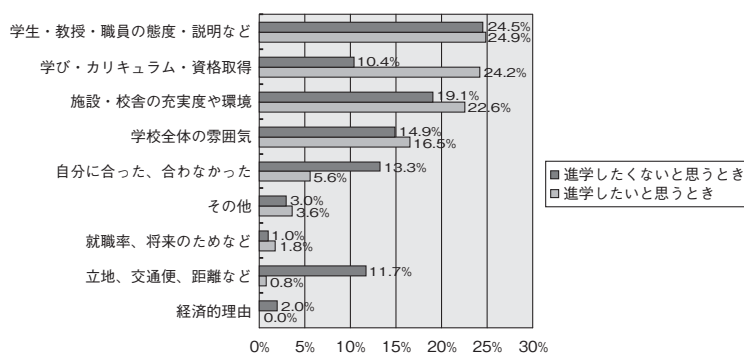
最後に、もう一つ募集広報で重要なのは保護者対策である。当然、オープンキャンパスと一緒に来る保護者も逃がさない手はない。例えば都心の大学だと、大学の正門前までは一緒に来るのだけれども、二時間後にまた迎えに来るからね、なんて言つて帰っていく保護者がいたりする。そこで、ある女子大学では、オープンキャンパスで保護者のための外部講師を招いて、株や投信等に関する財テク講座や年金講座を開催している。また合格発表の日に、保護者と一緒に合否結果を見に来て、合格した受験生に、入学手続き資料だけを渡して帰すのではなく、保護者同伴で個別履修相談を実施している大学もある。

マーケット戦略を語るとき、「顧客理解なくして戦略はありえない、戦略なく

してシナリオはありえない、シナリオなくしてメッセージはありえない」とよく言われる。結局、募集戦略で成功している大学は、「受験生への理解なくして募集戦略はありえない、募集戦略なくして大学経営のシナリオはありえない、大学経営のシナリオなくして大学のミッシェン（ミッション）はありえない」という考え方に沿つて愚直に改革に取り組んでいる大学といえるのではないだろうか。

以上、紙面の都合上、伝えたい募集戦略のごく一端しか紹介できなかったが、多少とも参考にしていただければ幸いである。

図表2 オープンキャンパスに参加した印象



1都11県の高校の高校生（3745人）から回答（2006年8～9月に㈱ライセンアカデミー調査）



平成二十年度 学術研究振興資金 贈呈式

―優れた一〇九件の研究に交付―

「平成二十年度学術研究振興資金贈呈式」を、平成二十年五月十三日（火）に、私学事業団において行いました。

来賓として、磯田文雄文部科学省高等教育局私学部長、横尾賢一郎社団法人日本経済団体連合会総務本部長、福島晃社団法人日本工業倶楽部総務部長をお招きし、人文・社会科学系・理工系・生物系の研究代表者及び若手研究者奨励金の研究代表者四名にご出席いただきました。

初めに本事業団理事長鳥居泰彦が、本資金の受賞者に対する祝辞と、資金の原資となる学術研究振興基金にご協力頂いている日本経済団体連合会、日本工業倶楽部等への謝辞を述べ、「現在では、基金保有額の五三億円余を上回る六六億円余が、私立大学の各研究に交付されている。」旨説明しました。（下表参照）

次に来賓を代表して文部科学省高等教育局磯田文雄私学部長から「文部科学省においては、現在、教育振興基本計画の策定や私学助成の充実等の様々な支援を通じ、個性豊かで活力のある私学づくりを目指している。学術研究振興資金はこれと軌を一にする制度であり、研究者の皆様がこの資金を有効に活用して、学術の推進にますます尽力していただけることを期待している。」と挨拶がありました。

続いて、片山倫子選考委員長（東京家政大学教授）から選考経過について次のように報告がありました。

一、学術研究振興資金

各研究分野ごとに五名の選考委員が、提出された「研究計画書」について、研究目的、研究計画、研究の独創性、研究遂行能力、研究費の妥当性の観点から、総合的な審査を行った。その審査結果を基に、選考委員会において、人文・社会科学系は応募七五件のうち四〇件、理工系は二七件のうち一六件、生物系は五七件のうち三三件を採択し、合計八九件の

研究に対し、一億二、三二〇万円を交付することとした。

二、若手研究者奨励金

新たに創設された本奨励金は、平成二十一年度は、人文・社会科学系の研究者を対象としている。

四名の審査専門委員が、研究目的・内容の着眼点、研究計画・方法の妥当性、研究の独創性、研究の発展性の観点から審査を行い、三三件の応募のうち二〇件を採択し、一人当たり三〇万円、総額六〇〇万円を交付することとした。

最後に、鳥居理事長から研究代表者四名に、資金贈呈書を授与しました。

また、採択状況については、本事業団ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、資金は五月二十九日に各学校法人へ交付しました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎ 〇三（三三三〇）七三一六～一九
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

学術研究振興資金及び若手研究者奨励金交付状況

（単位：千円）

年 度 分 野	昭和51～ 平成18年度		19年度		20年度		合計	
	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額
原子力学	84	486,850	1	1,000	0	0	85	487,850
医 学	621	2,404,880	19	44,900	27	58,700	667	2,508,480
環境科学	53	168,340	2	6,200	1	2,500	56	177,040
理 学	217	799,110	5	12,400	6	12,600	228	824,110
工 学	304	1,051,910	8	21,000	8	12,200	320	1,085,110
農 学	82	227,100	6	8,600	3	3,100	91	238,800
文 学	444	608,260	18	13,600	23	16,100	485	637,960
法 学	55	92,920	0	0	3	2,400	58	95,320
経 済 学	139	183,680	4	3,700	6	5,300	149	192,680
家 政 学	78	191,660	0	0	4	5,200	82	196,860
体 育 学	2	10,000	0	0	0	0	2	10,000
教 育 学	132	161,270	8	4,900	8	5,000	148	171,170
小 計	2,211	6,265,980	71	116,300	89	123,100	2,371	6,625,380
若手研究者奨励金	—	—	—	—	20	6,000	20	6,000
合 計	2,211	6,265,980	71	116,300	109	129,100	2,391	6,631,380

※研究分野の「医学」には薬学を、「環境科学」には公害を、「理学」には生物化学、基礎生物学、生物物理学を、「工学」には情報科学を、「文学」には哲学、史学、心理学、社会学、文化人類学を、「法学」には政治学をそれぞれ含む。

標準給与基礎届書

提出はお済みですか——七月十日締切——

六月中旬に学校法人等に送付した「標準給与基礎届書」（以下「基礎届書」といいます）は、掛金や給付の算定基礎となる標準給与を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

■提出

提出期限 七月十日（木）

提出先 私学事業団共済事業本部

■「基礎届書」の記載内容

「基礎届書」に記載している加入者は、資格取得年月日が平成二十年五月三十一日以前で、六月一日現在加入者として確認されている人です。

記載されている加入者が資格喪失をした場合は、「基礎届書」の備考欄に資格喪失年月日を記入し、二重線で抹消してください（「資格喪失報告書」が未提出の場合は至急提出してください）。

また、六月二日以後に五月三十一日以前にさかのぼって資格取得が確認された加入者については、別途、「基礎届書」を送付します。

■提出後に給与を訂正する場合

①八月十日までに給与月額が誤りが判明したときは、共済事業本部資格課に「基礎届書」を請求し、訂正理由を記入した文書（用紙任意）を添えて提出してください。

②八月十一日以後に給与月額が誤りが判明したときは、「給与訂正申出書」を提出してください。

■さかのぼってベース改定（ベースアップなど）をした場合

①六月以前に差額支給が実施されたときは、改定後の給与で「基礎届書」を提出してください。

②七月以後に差額支給が実施されるときは、「基礎届書」は改定前の給与を報告しますので、訂正の必要はありません。

■その他の注意事項

①固定的給与に変動があり、標準給与の月額が二等級以上増減したときは、別途「標準給与改定届書」を提出してください。

②「基礎届書」の記載内容に誤りがあつても、「基礎届書」は訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。

③「基礎届書」の記載にあたっては、「基礎届書」と一緒に送付した通知文「平成二十年標準給与の定時決定の実施について」を参照のうえ、記入してください。

④七十五歳以上の在職者も「基礎届書」の提出は必要になります。

■磁気媒体による場合

磁気媒体を送付するときは、必ず「標準給与基礎届の磁気媒体による報告送付状」を添付してください。報告送付状は、「磁気媒体報告要領」又は私学共済事業ホームページの事務担当者コーナー「磁気媒体作成機能」を参照してください。

■確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準給与の「確認通知書（2）」は九月中旬に送付しますので給与月額等の内容を確認してください。確認内容に誤りがある場合は、訂正等の手続きをしてください。

「基礎届書」の提出がないと……

「基礎届書」の提出がないと、九月以後の掛金だけでなく、各種の給付金や将来の年金にも影響することになりますので、必ず提出してください。

平成二十年度第一回

私学共済

事務担当者研修会

応募状況

各ガーデンパレスで行われる私学共済事務担当者研修会の申し込みは五月三十日で締め切りました。

なお、申し込みが定員を超えたため各コースとも抽選により参加者を決定しました。抽選にもれた方につきましてはご希望に添えませんがご了承ください。

会場	コース	研修日	定員 (名)	応募数 (名)
札幌	2日	8/6(水・8/7(木)	40	44
仙台	2日	8/20(水・8/21(木)	40	45
	1日	7/15(火)	40	85
	1日	7/16(水)	40	130
	1日	7/23(水)	40	97
	2日	7/24(木・7/25(金)	40	199
	1日	7/29(火)	40	84
東京	2日	7/30(水・7/31(木)	40	199
	1日	8/18(月)	40	46
	1日	8/19(火)	40	114
	1日	8/20(水)	40	56
	1日	8/21(木)	40	126
	1日	7/15(火)	45	49
名古屋	2日	7/16(水・7/17(木)	45	89
京都	2日	7/30(水・7/31(木)	40	96
	1日	7/23(水)	40	118
大阪	1日	7/24(木)	40	131
	1日	8/20(水)	40	81
	1日	8/21(木)	40	86
広島	2日	7/16(水・7/17(木)	45	59
	1日	8/5(火)	45	70
福岡	2日	8/6(水・8/7(木)	45	93

高額介護合算療養費について

加入者及び私学事業団が認定した被扶養者の世帯で、医療保険と介護保険の自己負担（注1）の合算額（どちらか一方のみは該当しません）が下表の算定基準額（限度額）を超えた場合は**高額介護合算療養費**として給付します。

高額介護合算療養費の支給対象となる計算期間は前年8月～当年7月となっていますが、平成20年4月から施行のため初年度については「計算期間を20年4月～21年7月とし、算定基準額を4/3倍する経過措置」が設けられました（注2）。

A表 算定基準額（限度額）

（計算期間を20年8月から21年7月とする）

対象者区分		医療保険＋介護保険 （70～74歳の方がいる 世帯で合算するとき）	医療保険＋介護保険 （70歳未満の方を含めて 世帯で合算するとき）
現役並み所得者（上位者）		67万円	126万円
一 般		62万円 ↓ 56万円（注3）	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

B表 算定基準額（初年度経過措置による限度額）

（計算期間を20年4月から21年7月とする）

対象者区分		医療保険＋介護保険 （70～74歳の方がいる 世帯で合算するとき）	医療保険＋介護保険 （70歳未満の方を含めて 世帯で合算するとき）
現役並み所得者（上位者）		89万円	168万円
一 般		83万円 ↓ 75万円（注3）	89万円
低所得者	Ⅱ	41万円	45万円
	Ⅰ	25万円	

※現役並み所得者：70歳以上の加入者のうち標準給与の月額が28万円以上の方

※上位者：70歳未満の加入者のうち標準給与の月額が53万円以上の方

※低所得者Ⅱ：加入者及び被扶養者が市区町村民税非課税者（低所得者Ⅰを除く）

※低所得者Ⅰ：加入者及び被扶養者が市区町村民税非課税者であり、年金収入が80万円以下など所得が一定基準以下である方

（注1） この場合の自己負担額とは、高額療養費及び一部負担金払戻金、家族療養費付加金等の付加給付控除後の額です。

（注2） A表で計算期間を20年8月から21年7月までの12か月として計算。B表で計算期間を20年4月から21年7月までの16か月として計算。その結果、「B表の計算結果＜A表の計算結果」となる場合は、A表の計算結果による額が支給されます。

（注3） 70～74歳の患者自己負担引き上げの凍結措置に伴い変更されました（本誌1月号9ページ参照）。

支給申請の手続き

計算期間は経過措置により前年8月～当年7月となっているため、初年度の申請は21年8月以降となります。

1. 計算期間を通して本事業団の加入者である方

- ① 加入者は、介護保険者（市区町村）に「高額介護合算療養費支給兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し、「自己負担額証明書」の交付を受けます。
- ② 加入者は「高額介護合算療養費支給兼自己負担額証明書交付申請書」に「自己負担額証明書」を添付して本事業団へ支給申請をします。
- ③ 本事業団では「自己負担額証明書」に基づき介護保険分を含め、支給額を計算します。
- ④ ③による計算結果を介護保険者及び加入者に通知し、本事業団の支給分を支払います。
- ⑤ 介護保険者は、④の計算結果の通知により介護保険支給分を加入者に支払います。

2. 計算期間内途中から本事業団の加入者となった方及び途中で介護保険が変更となった方

加入者は、計算期間中に加入していた全ての介護保険者と医療保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けます。本事業団では、加入者からの支給申請に基づき、それぞれの保険分の支給額を計算し、加入者に通知・支給するとともに「自己負担額証明書」を交付している全ての介護・医療保険者に計算結果を通知します。介護・医療保険者は、本事業団からの計算結果に基づき、加入者に支給します。

3. 7月31日時点で本事業団の加入者資格を喪失している方

元加入者は、介護保険者及び本事業団に申請し交付された「自己負担額証明書」を添付し、7月31日現在加入している医療保険者に支給申請することになります。



海外診療

海外旅行には「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参しましょう



加入者や被扶養者が海外旅行先などで、急な病気やケガにより診療を受ける場合、医療費は現地で全額支払うことになります。

このような場合は療養費を請求することができます。ただし、「日本の保険診療の基準に換算した範囲内」で算定・支給することとなります。

請求にあたっては、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」の提出が必要になりますので、海外へ出かける際には「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参してください。

なお、診療を目的として海外に出かけた場合には請求できません。

支給額の算定

海外で受診した場合の療養費は、診療内容を国内での保険診療の基準に置き換えて算定し、その七割に相当する額を支給します。治療にかかった金額がそのまま支給額に反映されるわけではありません。このため、実際に海外で支払った金

額より支給額が大幅に少なくなる場合があります（支給額が一〇分の一以下になることもあります）。

請求方法

次の書類を病院別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を経由して（任意継続加入者は直接）提出してください。

- ①療養費・家族療養費等請求書
- ②海外診療報酬（医科・歯科）明細書
- ③外国診療記録書
- ④領収書（原本）

①～③の用紙は私学共済事業ホームページからダウンロードできます。

時効

給付を受ける権利は、医療機関に医療費を支払った日の翌日から二年です。二年以内に請求しないと、給付を受ける権利は時効により消滅しますので、長期にわたる留学や駐在の場合は、特に注意してください。

提出書類	記入上の注意
①療養費・家族療養費等請求書	発病又は負傷の原因、「加入者証」を使用できなかった理由として 具体的な渡航目的（留学・出張・旅行など）を必ず記入 してください。
②海外診療報酬（医科・歯科）明細書	現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受け、記入内容を 必ず邦訳 し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください（用紙が不足したときはコピーを使用してください）。
③外国診療記録書	国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。
④領収書	受診した医療機関発行の原本を添付してください。領収書の発行を受けられなかった場合や紛失した場合は、その旨の口述書（署名・押印したもの）を添付してください。

私学共済事業

ホームページを

ご活用ください

私学共済事業ホームページは、昨年度一年間で延べ約四〇七万件のアクセスがありました。これは、十八年度に比べ約一・二四倍の件数となります。

アクセスの多かったコーナーは、

- ・年金コーナー（特に「年金基礎知識」・様式用紙をダウンロードしたい
- ・しがくのとやど（特に「空室情報」「お部屋・料金のご案内」）

でした。

昨年十月には、加入者や事務担当者の皆様が私学共済事業ホームページをより有効に活用していただくため、トップページをリニューアルしました。また、新たなコーナーとして「ストレス度チェック」や「積立共済年金・共済定期保険のシミュレーション」ができるコンテンツを設けました。そのほか、書類提出の締め切りなどその月の大事なお知らせをダイジェスト版でお伝えする「今月のニュース&スケジュール」を事務担当者コーナーに開設しています。積極的に活用ください。

検索サービスから「私学共済」をクリックすると簡単にご利用いただけます。

バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用

JRの割引乗車券

利用条件

(1) 対象者

加入者（任意継続加入者を含みます）とその被扶養者及び年金受給権者

(2) 申込人員

バカンスクーポン 大人2名以上又は子供併せて2名以上で同一旅程をとること
長距離フェリー 大人2名以上で同一旅程をとること

(3)

JRの場合は指定地駅（宿泊施設のJR線最寄り駅）を目的地とし、出発地に戻る旅行で、往路及び復路いずれも201km以上であること（発着が同じであること）

(4)

次のいずれかの施設に宿泊すること（①～④は「私学共済ブック2008」〔保健・宿泊編〕参照）
①私学事業団の直営宿泊施設
②私学事業団が契約している健康増進宿泊施設
③私学事業団が会員契約をしている宿泊施設
東京ディズニーリゾート・オフィシャルホテル、エメラルドグリーンクラブ
④文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設
⑤購入する取扱旅行会社の協定宿泊施設

※宿泊地が複数の場合、最遠となる指定地が目的地となります。
※北海道・四国・九州を目的地とする場合、片道に航空機が利用できます。
※(4)の宿泊施設を利用する場合でも、JR線最寄りの駅がない場合は割引対象外となることがあります。
※海外にある宿泊施設は対象外です。
※旅行中は「購入申込書（本人控え）」を必ず携帯してください。
※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

対象となるきっぷ・割引率など

JR

①割引率

JR線普通乗車券2割引
ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合は、片道601km未満の場合は1割引（周遊きっぷ等各種割引きっぷ及び特急券は対象外）

②割引にならない期間

4/27～5/6、8/11～8/20、12/28～1/6（乗車日基準）

長距離フェリー

①対象となる長距離フェリー会社（7社）

※フェリー会社各社との直接契約ではありません。
商船三井フェリー（日本旅行を除く）、関西汽船、名門大洋フェリー、阪九フェリー、ダイヤモンドフェリー、太平洋フェリー（トップツアーを除く）、宮崎カーフェリー（トップツアーを除く）

②割引率

旅客運賃と乗用車の航送料金2割引
※一部除外又は1割引となる区間があります。
※商船三井フェリー、太平洋フェリーは1割引です。

③割引にならない期間・区間

フェリー会社によって異なります（詳細は取扱旅行会社に確認してください）。

購入方法

①宿泊施設を予約	予約先	直接、宿泊施設に予約 ※ただし、取扱旅行会社の協定する宿泊施設は各取扱旅行会社の支店・営業所で予約
②購入申込書を請求	用紙名	「バカンスクーポン購入申込書」 「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」
	請求先	○各学校法人等（用紙が学校法人等でない場合は下記へご請求ください） ○私学事業団共済事業本部 ○各ブロックのガーデンパレス（京都ガーデンパレスを除く）共済業務課
③取扱旅行会社できっぷを購入（必ず窓口で「加入者証」「福祉施設等利用証」「私学メンバーズカード」のいずれかを提示してください）	購入先	次の旅行会社の支店・営業所（代理店及びJTBの電話予約センターを除く） ○JTB（JTBトラベランド） ○近畿日本ツーリスト（KNTツーリスト） ○日本旅行（日旅サービス及び日交観） ○トップツアー

契約施設の利用方法

*利用補助券は「私学共済ブック2008」〔保健・宿泊編〕巻末に綴じ込んであります。

	厚生施設（P102～128）	健康増進宿泊施設（P142～157）
施設内容	遊園地、博物館、水族館など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①施設により（ゴルフ場など）予約が必要です。 ②受付又は入場券等購入の際に加入者証等を提示し、「厚生施設利用補助券」を施設に提出してください。	①各宿泊施設へ直接申し込み予約してください（一部施設除く）。 ②チェックインの際に加入者証等を提示し、「健康増進宿泊施設利用補助券」を施設に提出してください。
補助内容	施設により、補助額や補助券の使用枚数が異なります。	・1人1泊2,000円補助 ・1泊につき補助券1枚使用 ・連泊は2枚まで使用可

※（ ）内は私学共済ブックの該当ページです。詳しくは「私学共済ブック2008」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。

夏です!! 旅行には!! 安心して泊まれる私学事業団直営宿泊施設



共済業務

いよいよ夏休みです。私学事業団では全国16か所に直営宿泊施設を運営しています。

ご旅行や婚礼といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、入学試験や卒業式、謝恩会などの学校行事にもご利用ください。

北海道地区
①札幌ガーデンパレス 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011 (261) 5311 http://www.hotelgp-sapporo.com
東北地区
②仙台ガーデンパレス 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022 (299) 6211 http://www.hotelgp-sendai.com
関東地区
③東京ガーデンパレス 〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03 (3813) 6211 http://www.hotelgp-tokyo.com
④湯河原「敷島館」 〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755
⑤箱根「対岳荘」 〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460 (82) 2094
⑥鎌倉「あじさい荘」 〒248-0021 鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467 (22) 3506
⑦葉山「相洋閣」 〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046 (875) 7300
中部地区
⑧名古屋ガーデンパレス 〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052 (957) 1022 http://www.hotelgp-nagoya.com
⑨金沢「兼六荘」 〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com
⑩志賀高原「やまゆり荘」 〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269 (34) 2102
⑪軽井沢「すずかる荘」 〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267 (45) 7311

近畿地区
⑫京都ガーデンパレス 〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町 上ル龍前町605番地 ☎075 (411) 0111 http://www.hotelgp-kyoto.com
⑬大阪ガーデンパレス 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06 (6396) 6211 http://www.hotelgp-osaka.com
⑭京都「白河院」 〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075 (761) 0201
中国・四国地区
⑮広島ガーデンパレス 〒732-0052 広島市東区光町1-15 ☎082 (262) 1122 http://www.hotelgp-hiroshima.com
九州地区
⑯福岡ガーデンパレス 〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092 (713) 1112 http://www.hotelgp-fukuoka.com

各施設の宿泊予約については、
直接各施設へお電話していただく
か、ガーデンパレスのホームペー
ジまたは私学共済事業ホームペー
ジ「しがくのやど」(<http://www.shigakukyosai.jp/>) からインター
ネット予約ができます。

しがくのやど

検索



共済業務

〒113-8441

文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いいたします。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診される際の一部負担金の割合は原則1割負担ですが、標準給与の月額が28万円以上の場合には3割負担となります。

ただし、3割負担者の年収が高齢受給者基準収入額に該当する場合は、申請により1割負担となります。

6月1日現在3割負担になっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月初旬に学校法人等あてに送付しました。

該当する場合は平成19年の収入額が確認できる「平成20年度所得証明書」を添付し、7月22日（火）までに手続きしてください。

なお、高齢受給者基準収入額に該当しない場合、変更手続きは必要ありません。

共済定期保険の配当金を送金しました

共済定期保険の平成19年度の収支決算の結果、剰余金が生じたので、配当金を19年10月1日現在の加入者の保険料振替口座に6月27日（金）に送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	44.63%
医療保障コース	45.85%
学校加入コース	44.63%

アイリスプラン「つなぎ年金コース」の名称を変更します

アイリスプランについては、発足から10年が経過しました。平成20年10月からアイリスプラン「つなぎ年金コース」の名称を「年金コース」と変更し、保険需要の変化に対応しながら、さらなる充実と普及を目指してまいります。

年金加入記録照会サービスが始まりました

ホームページ上で、ご自身の私学共済制度の年金加入記録をご確認いただけるようになりました。ご利用の際は、事前の申し込みが必要です。詳しくは、私学共済事業ホームページ「年金コーナー」又は「こんなときどうする?」から「私学共済の加入期間を確認したい」を参照してお申し込みください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

事務の手引を送付しました

20年版「事務の手引」を7月初旬に「レター」7月号に同封して学校法人等あてに送付しました。

20年版の「事務の手引」は、一部記入例を除いております。記入例については、18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」をご活用ください。

また、新たに「事由別事務手続早見表」と「様式用紙等掲載ページガイド」のページを設けましたので、ご利用ください。

郵送検診を一時休止します

私学事業団では加入者及び被扶養者の皆さんに郵送による大腸がん、肺がん、子宮頸がんの検診を実施していますが、7月から9月までは検体が傷みやすいため、休止します。

7月の共済業務スケジュール

2日（水）	貸付 送金
5日（土）	貸付 6月分定期償還期限
10日（木）	貯金 払込期限（必着） 「標準給与基礎届書」提出期限
15日（火）	貸付 申込・任意償還申出締切
22日（火）	貯金 送金 貸付 送金
25日（金）	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切 共済定期保険 口座・住所変更申出締切
28日（月）	掛金 6月分口座振替（自振校のみ） 貸付 7月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日（木）	掛金 6月分納期限 貸付 翌月22日送金申込締切

8月の共済業務スケジュール

4日（月）	貸付 送金
5日（火）	貸付 7月分定期償還期限
8日（金）	貯金 払込期限（必着）
15日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

委員の就退任のお知らせ

◆運営審議会委員

退任 川並 弘昭（平成20年6月10日付）

退任 田村 哲夫（ ）

新任 佐藤 弘毅（平成20年6月11日付）

新任 吉田 晋（ ）

◆共済審査会委員

新任 中井 敏夫（平成20年6月1日付）

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等あてに送付しています。個人の購読の希望についてはお受けしていません。

限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

○募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景（授業、クラブやスポーツ活動、学校行事、キャンパスのシンボルやランドマーク等）。

○写真形式

デジタル（ファイルサイズ2MB程度）、プリント、ポジいずれかの写真

○応募方法

写真を同封又は添付の上、学校法人等名、担当者名及び連絡先をご記入いただき、郵送もしくはメールでご送付ください。

※写真は原則として返却いたしません。

※採用作品の著作権は、本事業団に帰属します。

※撮影対象の肖像権に関する責任は、応募者（学校法人等）に帰属するものとしますので、ご了承ください。なお、本誌は本事業団ホームページにも掲載しています。

○応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 1321 (代表)

会計処理等の質問・相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター

☎03 (3230) 7846・7847 (会計処理)

☎03 (3230) 7839 (私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp

平成20年度私立大学等経常費補助金事務担当者研修会「入門者編」の開催について

すでに電子窓口でご案内しておりますとおり、平成20年度私立大学等経常費補助金事務担当者研修会「入門者編」を7月16日（水）～22日（火）（7月に参加希望者が集中したため22日（火）を追加しました）及び8月6日（水）～8月8日（金）にかけて、計7回開催いたします。いずれの日程も会場は私学事業団九段事務所となります。

内容については、一般補助・特別補助（各60分）、文科省の施設装置設備費補助（30分）を予定しています。

ご参加いただく方は、電子窓口にて資料（掲載は研修会初日の1週間前頃を予定しています）を事前に出力のうえ、ご持参ください。

助成部 補助金課

☎03 (3230) 7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

鎌倉 盛夏の見どころ 「あじさい荘」

この時期、光明寺の記主庭園では蓮の花がひととき美しく咲き、また、お寺の裏山から見える由比ガ浜の海岸線が広がる風景は、「かながわの景勝50選」に選ばれるほどの絶景で、思わず感動してしまうでしょう。

この夏はぜひ「あじさい荘」で安らぎのひとときをお過ごしください。



由比ガ浜の海岸線

料金案内 1泊2食プラン

1名様 **8,085円** (税込)

※ただし、夏季期間(7/20~8/20)は、
1名様 **9,450円** (税込) となります。



夕食の一例 「和食会席料理」

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506

融資事業のご案内

平成20年度融資の受付が始まりました!

◆融資金利表 (平成20年7月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	年% 2.3	年% 1.8	年% 1.8
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.4	1.9	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.5
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

私学事業団の融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

- 校舎、園舎等の施設の建築(改修も含みます)
- 校地、園地の購入
- 機器備品の購入

「安心で、安定感ある返済」が実現する事業団
 融資をご検討ください。

まずはご相談ください。
 事前相談にて、融資の要件、借入可能額等についてご案内させていただきます。

ご相談はお早めどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp